

# 文化芸術振興に関する基本方針

一心やすらぐ文化芸術のまち やわた一

平成19年（2007年）4月

八幡市

# 「心やすらぐ文化芸術のまち やわた」基本方針

## I 「心やすらぐ文化芸術のまち やわた」の姿

- 市民が、多様な文化芸術活動に親しむ 「文化芸術のまち」
- 文化芸術を介して、市民が心豊かに交流しあう 「文化芸術のまち」
- まち全体に、文化芸術の雰囲気は漂う 「文化芸術のまち」

## II 文化芸術振興基本方針と基本計画

### 〈基本方針〉

#### 1 市民の文化芸術に対する市民意識の高揚

「文化」を創造し享受することは、人々の生まれながらの権利です。

「文化」は、人と人が共感する心を通じて、お互いを結び付け、尊重し合う土壌を創り出すものであり、人間が共生する基盤となるものです。

「文化」の中核をなす文化芸術活動は、より多くの市民が鑑賞することによって「文化」を育てる土壌が形成され、新たな文化芸術の創造へと発展します。言い換えますと、優れた文化芸術は、人々の感性に訴え、深い感動を与え、様々な活動に導き、そのエネルギーが社会経済に影響を与え、新たな活力をもたらします。すべての市民が生活の中で心にゆとりと潤いを持てるよう、文化芸術活動への積極的な参加を推進すると共に、文化芸術の振興を図るための協議会を設置し、市民意識の高揚を図っていきます。

### 〈基本計画〉

#### (1) 市民が気軽に親しめる文化芸術活動

子どもから大人まで全ての市民の鑑賞機会を充実すると共に、市民が気軽に文化芸術に親しみ、楽しむ生活の普及を目指します。

#### (2) 市民主体の文化芸術活動

文化芸術振興については、市、文化協会、(財) やわた市民文化事業団等が協力・連携を密にし、市民主体の活動を推進します。

#### (3) 市民の意見を反映した文化芸術活動

基本方針及び基本計画を踏まえ、実施計画の企画・立案など文化芸術振興を図るための協議会を設置し、市民意識の高揚を図ります。

## 〈基本方針〉

### 2 地域の歴史的文化遺産の保存及び活用

八幡市には、先人がつくり上げてきた貴重な歴史的遺産や文化財等が数多く残っています。これらを保存し活用することによって郷土を知り、八幡市民としての誇りと連帯感を醸成することがたいへん重要です。そのためには、潤いとゆとりのある生活を求めていく手段の一つとして、歴史文化・史跡めぐりコースを整備し、活用を図ることが重要であり、学校教育においても歴史文化・史跡めぐりなどを地域学習として取り入れ、活用を図ります。

また、市民にとって文化財が身近な存在となるよう、取り組みを進めます。

## 〈基本計画〉

### (1) 伝統文化の保存と継承の推進

地域で大切に守り育てられた地域固有の伝統文化を保存継承・記録し、発展のための支援を行います。

### (2) 文化財の保存と活用

建物や史跡等の貴重な文化財の調査を行い、適切な保存に努めると共に、史跡めぐりコースを整備し、これらを地域や学校において継続的に活用することにより、文化財を愛し、守る心を育てます。

また、新たに発掘された埋蔵文化財の現地説明会や展示など、文化財の活用を積極的に推進します。

### (3) 歴史ガイドボランティア活動の推進

郷土の豊かな自然や歴史的な建物等は、それ自体が独自の価値観を持つだけでなく、郷土への誇りや愛着を深める市民共通のより所となります。地域観光及び地域の「文化」を発展させるため、市内に存在する神社、仏閣などを紹介する歴史ガイドボランティア活動を推進します。

### (4) 伝統文化の発表の場作り

伝統文化が市民にとって身近な存在となることが、新たな文化の創造、発展の基礎となることから、市民はもとより次代を担う子ども達が、伝統文化を鑑賞、体験、発表する環境づくりに努めます。

## 〈基本方針〉

### 3 文化芸術に接する鑑賞機会の拡充

優れた芸術文化等を身近に鑑賞することは、人々に深い感動と喜びを与えると共に、人間の感性を育て人々の生活に潤いとゆとりをもたらし、新たな文化創造の源となります。

八幡市には充実した機能と規模を備えた文化センター、松花堂庭園・美術館、生涯学習センター、図書館などの文化施設や社会教育施設があります。これらは、「文化」の中核施設として自主企画事業や啓発事業、文化情報の発信などの機能を果たすことが使命であることから、一層充実した取り組みを進めます。市民が文化芸術を鑑賞し、創造し、語り合える場としての機能を果たし、また、使いやすく、親しみやすい施設として、さらに発展させると共に、大型店などを活用した取り組みなども検討します。

## 〈基本計画〉

### (1) 文化芸術の鑑賞機会の充実

文化施設や社会教育施設が、自主企画事業や啓発事業をより充実させ、さらに市民や文化芸術団体が行う事業を広く市民に周知するための情報システムの構築を図ります。

学校施設については、学校教育に支障のない限り学校教育以外の利用が認められていることから、市民の文化芸術活動等への活用を進めます。

また、大型店や喫茶店の協力を得て、これらの民間施設を活用した文化芸術鑑賞のあり方も検討します。

### (2) 文化施設等の運営の充実

市民が文化芸術活動を行い、集い、語り合え、利用しやすい運営を図ります。そのため、文化芸術活動の中心となる文化施設や社会教育施設職員の専門性と企画力の向上を図ります。

## 〈基本方針〉

### 4 文化芸術を担う人材の養成

文化を地域に根づかせ、多彩に展開するためには、それを主体的に担っていく人材と団体の存在は不可欠であり、たいへん重要です。優れた文化を受け継ぎ、発展させ、さらに創造していくための多彩な人材の育成と活用が求められています。そのためには、文化芸術活動の指導者及びボランティアなどの養成に努めます。

## 〈基本計画〉

#### (1) 文化芸術活動の指導者の人材養成

芸術文化、伝統文化、生活文化等、各分野で中心となって活躍している人の中から、子ども達を指導していく人材を確保し、養成に努めます。

#### (2) 文化芸術ボランティア活動の推進

地域の文化芸術がより輝くためには、地域での音楽会や美術展などの企画運営も含めた積極的なボランティア活動はたいへん重要です。地域の文化芸術をより発展させるため、イベント時にスタッフとして参加、協力するボランティア活動を推進します。

#### (3) 文化振興のための顕彰の推進

芸術文化や文化財保護等の分野で幅広く活躍して顕著な成果を収め、市民文化に大きく貢献している人材や団体を広く顕彰し、また、顕彰者の作品、記録等を公開する機会を設けます。

## 〈基本方針〉

### 5 文化芸術に係る交流の促進

地域や団体の文化芸術活動の活性化を図るためには、他の文化芸術団体の活動情報の交換及び相互交流を図り、互いに学びながら協力し合っていくことが必要です。そのため団体相互の活動を活発にする基盤作りが必要です。

地域で生まれた固有の文化芸術は、独自であればあるほど誇れるものであり、広く紹介していく必要があります。

また、海外の異なった文化芸術を鑑賞し、体験することは、自らの文化芸

術を再発見する機会となると共に、相互理解と交流促進に役立つものであるため、文化芸術による国際交流を図ります。

## 〈基本計画〉

### (1) 文化芸術団体をつなぐ交流・基盤づくり

文化芸術団体、文化芸術ボランティア、文化施設、社会教育施設・関係機関のネットワークの構築を図り、相互の連携と協働を推進します。

また、地域や団体の文化芸術活動のさらなる活性化を図るためには、他地域の文化芸術団体等との情報交換・交流を図り、互いに学びあう機会を拡充します。

### (2) 文化芸術による国際交流の推進

文化芸術による国際交流は、世界平和の礎となるばかりでなく、八幡市の誇りとする文化芸術を世界に発信すると共に、友好都市、在住外国人との文化芸術交流を通して、多様な文化芸術を受け入れ、共に生きるまちづくりを目指します。

## 〈基本方針〉

### 6 文化芸術に係る環境の整備及び充実

八幡市の個性を活かしながら、様々な交流と活力のあるまちづくりを進めていくためには、「文化」の香り高い環境を育んでいくことが重要です。

伝統的なまちなみの保存や新たな都市景観の創出など、文化資源を有効に活用し、魅力的な文化芸術創造のための環境整備に努めます。

また、本市における各種行政サービスに、やさしさ、おもいやり、やすらぎなどといった文化的視点を取り入れ、市民に親切でわかりやすい行政サービスを進めます。

## 〈基本計画〉

### (1) 公共施設等への文化性の導入

文化施設に限らず、公共の建物等の外観が、周囲の自然環境、地域の歴史、伝統等との調和のとれたものとなるよう、形状、色彩、デザイン等に配慮するよう努めます。

## (2) 行政サービスにおける文化的視点の導入

市民にわかりやすい文章や言葉の使用、丁寧で親切な対応、親しみやすい説明などに努め、行政サービスの遂行にあたっては、文化的視点を大切にします。

### 〈基本方針〉

#### 7 市民の文化芸術活動の支援

文化芸術活動は、市民一人ひとりが主体的に自己を表現し、人々と交流し、心豊かにする活動です。市民の主体的な文化芸術活動を推進するためには、日常の練習やその成果の発表の場づくりが必要となります。

また、市民が文化芸術に親しむことができるよう、文化イベントの開催情報、インターネットも含めた多様な情報を収集・整理し、広く提供します。

### 〈基本計画〉

#### (1) 文化芸術活動への参加機会と発表の場の充実

市民誰もが文化芸術活動に参加する機会の充実や制作作品、練習成果の発表の場の充実を図ります。

#### (2) 文化芸術情報の提供と発信

文化芸術イベントなどに対する各種助成制度の情報を収集・整理し、インターネットのほか各種メディアを活用し、きめ細かな文化芸術情報を広く提供します。

### 〈基本方針〉

#### 8 学校教育における文化芸術活動の推進

将来の文化の担い手となる子どもの育成のためには、幼い頃から文化芸術に親しむ環境づくりと感性を育てることが大切です。そのため、子どもが優れた文化芸術を鑑賞する環境の整備を図り、地域においては文化芸術活動を行う機会の充実を図ります。

とくに、学校教育において、歴史、伝統、文化芸術への理解を深めると共に、文化芸術体験などを通して文化芸術を愛する心情、豊かな心と感性をもった

子どもが育つ環境づくりに努めます。

## 〈基本計画〉

### (1) 次代を支える文化芸術の担い手づくり

学校教育における文化芸術活動は、想像力豊かな次世代を育む大切な役割をもっており、学校教育における文化芸術鑑賞機会の充実を図ると共に、地域の文化芸術家による指導の促進を図ります。

### (2) 子どものための文化芸術活動の推進

将来の文化芸術を担う子どもの感性を育て、「文化」を尊重する心と豊かな人間性を育むため、文化芸術団体との交流や地域における子どもの多種多様な文化芸術の体験機会の充実を図ります。そのためには、文化センター、松花堂庭園・美術館、生涯学習センター、図書館などでの教育活動や体験機会の提供を促進すると共に、文化芸術団体と学校教育との連携を図ります。

## 〈基本方針〉

### 9 その他、文化芸術の振興に関する重要事項

本市の文化芸術振興に関する事業は、大別すると市長部局、教育委員会、八幡市文化協会、(財)やわた市民文化事業団などで実施しています。今後、文化芸術の振興を図っていくためには、関係する組織、団体が一体となって推進していくことが極めて重要です。

## 〈基本計画〉

### (1) 系統的な文化芸術振興体制の整備

基本方針や基本計画に基づく実施計画を、具体的に実施・推進する体制の整備に努めます。

### (2) 文化芸術関連団体の相互の連携

文化芸術活動をより活性化させ、さらなる発展を目指し、文化芸術関連団体の相互の連携を図ります。